

平成20年10月30日判決言渡

平成20年(行ケ)第10314号 審決取消請求事件

口頭弁論終結日 平成20年10月14日

判		決	
原	告	メルク・コマンデイトゲゼルシャフト ・アウフ・アクチエン	
訴訟代理人弁護士		加藤	義明
同		町田	健一
同		木村	育代
訴訟代理人弁理士		アインゼル・フェリックス=ラインホルト	
同		山崎	和香子
被	告	萬有製薬株式会社	
主		文	

- 1 特許庁が取消2007-300606号事件について平成20年4月10日にした審決を取り消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文第1項と同旨

第2 原告の主張

原告は、本件口頭弁論期日において、次のとおり陳述した。

1 特許庁における手続の経緯

被告は、登録第642075号商標(昭和37年8月7日出願、昭和39年4月24日設定登録。以下「本件商標」という。)の商標権者である。

原告は、平成19年5月11日、本件商標の指定商品中、第5類「薬剤」についての登録を取り消すことを求めて審判の請求(取消2007-300

606号事件。以下「本件審判」という。)をした。

特許庁は、平成20年4月10日、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決(以下「本件審決」という。)をし、同月23日、その謄本を原告に送達した。

2 本件審決の理由

本件審決の理由は以下のとおりである。

- (1) 被告は、本件審判の請求の登録前3年以内に日本国内において、本件商標を請求に係る指定商品中の「薬剤」について使用していたことを証明した。
- (2) 商標法第50条の規定により、本件商標の指定商品中の「薬剤」についての登録を取り消すことはできない。

3 本件審決の取消事由に関する原告の主張

本件商標の商標権者である被告、専用使用権者又は通常使用権者のいずれも、本件審判の予告登録がされた平成19年5月29日より前3年以内に、日本国内において、本件審判の請求に係る指定商品(第5類「薬剤」)について、本件商標の使用をしていない。本件審決は、取り消されるべきである。

第3 当裁判所の判断

被告は、適式の呼出し(公示送達によるものではない。)を受けたが、本件口頭弁論期日に出頭せず、答弁書その他の準備書面の提出もしない。したがって、前記第2記載の原告の主張(ただし、後記のとおり、被告において主張立証責任を負担する、本件商標の使用に係る事実は除く。)を自白したものとみなされる。

なお、本件商標の商標権者である被告、専用使用権者又は通常使用権者のいずれかが、本件審判の予告登録がされた平成19年5月29日より前3年以内に、日本国内において、本件審判の請求に係る指定商品(第5類「薬剤」)に

ついて、本件商標の使用をしているとの事実は、被告において主張立証責任を負担する事項であるが（商標法50条2項）、被告は、同事項について、何らの主張立証をしない。

したがって、本件審決が認定した「被告は、本件審判の請求の登録前3年以内に日本国内において、本件商標を請求に係る指定商品中の『薬剤』について使用した」との事実は、これを認定することができない。

よって、原告の請求は理由があるから、これを認容することとし、主文のとおり判決する。

知的財産高等裁判所第3部

裁判長裁判官 飯 村 敏 明

裁判官 齊 木 教 朗

裁判官 嶋 末 和 秀